

すべての子どもたちが夢と希望を持って
成長していける社会の実現のために

子育て応援 ガイドブック



明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちであり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはいけません。

このような考え方から本市では「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」を基本理念とし、子育てや貧困を家庭のみの責任にするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた子どもの貧困対策を推進していきます。



各務原市



子どもの貧困対策に向けた6つの施策

教育の支援

子どもが家庭の環境に左右されることなく、学習意欲や学習習慣を身につけられるよう支援するとともに、自己肯定感や達成感の獲得につながる体験機会の充実を図ります。また、教育費の負担軽減、教育環境整備のための支援に努めます。

生活の支援

子どもたちが安心して過ごせる環境で健やかに育ち、基本的な生活習慣が身につくよう、家庭だけに頼るのではなく、学校、地域などと連携し、子どもの居場所づくりなど、社会の中で子どもたちの育ちを支えていく取り組みを進めます。また、生活に困難を抱える家庭を早期に発見するため、相談支援の充実を図るとともに、子どもたちが健康で健やかに成長できるよう支援を行っていきます。

妊娠・出産期からの切れ目ない支援

子どもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要なため、妊娠・出産期から関係機関と連携し、家庭の状況を総合的に把握することで適切な支援へつなげていきます。

保護者の就労支援

保護者が安心して就労でき、就労を継続しやすいよう環境を整えるとともに、就労につながる能力開発への支援やハローワーク等と連携し就労支援を行います。

経済的支援

ひとり親家庭や生活に困窮している世帯などの生活を支援するため、各種手当等を活用し、経済的な不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

施策・制度の周知・地域との連携強化

困難を抱える家庭へ支援制度を情報提供するにあたり、家庭状況に応じて効果的な周知方法を工夫し、必要な支援情報が行き届きやすい体制を構築します。また、地域ボランティアの力を借りるなど、困難な家庭を地域ぐるみで支えています。



事業の対象年齢早見表

年齢

小学生

中学生

高校生

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

妊娠期・出産期の事業

産後の事業

第2子以降出産祝金

児童手当

こども医療費助成制度

ショートステイ・トワイライトステイ事業

ファミリー・サポート・センター事業

児童扶養手当

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等医療費助成制度・父子家庭医療費助成制度

高等職業訓練促進給付金事業

自立支援教育訓練給付金事業

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子生活支援施設

特別児童扶養手当

一時預かり事業

保育料の軽減

病児・病後児保育事業

児童育成福祉助成金

養育費確保支援事業

就学援助費

ひとり親家庭児童等小中学校入学祝い金

高等学校就学準備等支援金

特別支援教育就学奨励費

放課後児童クラブ

ららら学習室

Futuro教室

高校生通学支援事業



▶ 児童の年齢別に対象となる支援

年齢表示は
原則の年齢

●才
まで

▶ 妊娠期・出産期の事業

妊娠期・出産期の事業

【健康管理課】 【子ども家庭支援課】

0才
まで

 妊娠・出産・育児について情報提供を行い、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、不安や悩みについて相談・助言を行うとともに、出産・子育て応援ギフトの給付による経済的支援をします。また、マタニティ広場の開催や、妊婦健康診査・新生児聴覚検査の助成をしています。

産後の事業

【健康管理課】 【子ども家庭支援課】

0才
まで

 母乳での育児を支援するための母乳育児相談費用の助成や、母体や新生児の健康確保を図るため、「産婦健康診査」「1か月児健康診査」を助成します。また、産後にお母さんの体調や育児に不安のある方に、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を行います。



第2子以降出産祝金

【子ども家庭支援課】

0才

第2子以降等の父または母に対し、対象児童1人あたり10万円を給付します。

▶ 0歳から多年にわたる事業

児童手当

【子ども家庭支援課】

高校生
まで

 高校生までの児童を養育している方に支給される手当です。
(上記内容は、令和6年10月の制度改正を反映したものです。)

こども医療費助成制度

【医療保険課】

中学生
まで

 中学生までの入院・通院分の保険診療自己負担額を助成します。

ショートステイ・トワイライトステイ事業

【子ども家庭支援課】

18才
まで

 保護者の事由により、家庭における養育が困難になった場合に、児童養護施設において一定の期間(原則最長1週間)養育します。

ファミリー・サポート・センター事業

【社会福祉協議会】

小3
まで

 子育てに関するサポート活動を行いたい人(サポート会員)と、子育てに関するサポートをしてほしい人(利用会員)からなる登録制の組織で、概ね小学3年生までの児童のいる家庭の家事や育児の援助を行います。

児童扶養手当

【子ども家庭支援課】

18才
まで



父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童（中程度以上の障害を持つ児童に関しては20歳）を養育する家庭（ひとり親家庭）等に対し支給される手当です。

母子・父子・寡婦への福祉資金の貸付

【子ども家庭支援課】

年齢制限
なし



ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定を図るため、福祉資金の貸付けを行います。

母子家庭等医療費助成制度

【医療保険課】

18才
まで



母子家庭の母および児童、父母のいない児童の医療費の助成を行います。なお、児童の年齢が18歳になった年度末日までが対象となります。（定時制等の高校に通っている児童に関しては19歳の誕生月の末日まで。）

父子家庭医療費助成制度

【医療保険課】

18才
まで



父子家庭の父と児童の医療費の助成を行います。なお、児童の年齢が18歳になった年度末日までが対象となります。（定時制等の高校に通っている児童に関しては19歳の誕生月の末日まで。）

高等職業訓練促進給付金事業

【子ども家庭支援課】

20才
まで



20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親に対し、看護師などの資格を取得する際の生活を支援するため、最大4年（48カ月）の一定の金額を給付します。

自立支援教育訓練給付金事業

【子ども家庭支援課】

20才
まで



20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親の自立を支援するため、就職等に有利となる技能の取得に必要な講座等の受講に係る費用の一部を給付します。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

【子ども家庭支援課】

20才
まで



20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親、またはその児童がよりよい条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、その学び直しを支援するため、給付金を支給します。

母子生活支援施設

【子ども家庭支援課】

18才
まで



さまざまな問題を抱えた18歳未満の子どもを養育している母子が入所して生活できる施設です。生活の安定のための相談や援助を行いながら、自立を支援します。

特別児童扶養手当

【社会福祉課】

20才
まで



精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当です。

一時預かり事業

【子育て応援課】

未就学児
まで



保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由により、一時的にお子様を預けたいとき、原則週3日の範囲内で保育所等でお預かりします。

保育料の軽減

【子育て応援課】

未就学児
まで



ひとり親世帯、非課税世帯等の保育料を軽減します。

病児・病後児保育事業

【子育て応援課】

小学生
まで



病院敷地内にある病児・病後児保育室において、病期中や病気回復期であり、家庭で通常保育が困難なお子様を一時的にお預かりします。18歳までの児童を3人以上扶養する世帯については、利用料を免除します。

児童育成福祉助成金

【社会福祉課】

中学生
まで

生活保護法による保護を受けている児童、準保護世帯福祉医療費助成を受けている世帯の児童を対象に修学旅行費や課外活動費等の一部を助成します。

養育費確保支援事業

【子ども家庭支援課】

18才
まで



児童扶養手当受給者水準の所得の方で、養育費の取決めを行うひとり親等に対し、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費を助成します。

▶小学生・中学生・高校生期の事業

就学援助費

【学校教育課】

中学生
まで



経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、法律に基づき就学援助費(学用品費・給食費・修学旅行費等)を支給するほか、新入学児童生徒学用品準備費の入学前支給を行います。

ひとり親家庭児童等小中学校入学祝金

【子ども家庭支援課】

小中学校
入学時



小・中学校に入学する児童のいるひとり親家庭などに入学祝金を支給します。

高等学校就学準備等支援金

【子ども家庭支援課】

中3

中学校3年生の保護者等に対し、対象児童1人あたり3万円を給付します。

特別支援教育就学奨励費

【学校教育課】

中学生
まで



小・中学校の特別支援学級で学ぶ児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給します。

放課後児童クラブ(学童保育)

【教育委員会総務課】

小学生
のみ



就労等により保護者が昼間家庭にいない市内の小学生に対し、放課後等に生活の場を提供します。ひとり親世帯かつ市民税非課税世帯、生活保護世帯及び準保護世帯福祉医療費助成を受けている世帯は、利用料を減免します。

ららら学習室

【学校教育課】

中学生
まで



地域人材を活用し、小学校3年生以上の児童生徒の基礎学力の定着を図ります。学校へ配布した基礎基本定着問題集も利用します。

Futuro教室

【学校教育課】

中学生
まで



日本の学校に通ったことがないなど、日本語の習得が十分でない外国人児童生徒に対して、日本語の初期指導や学校への適応指導を集中的に行います。

ひとり親家庭等高校生通学支援事業

【子ども家庭支援課】

高校生
のみ



高校生がいる児童扶養手当などを受給している世帯へ、公共交通機関の利用に係る高校通学の定期乗車券料金の半額を補助します。



ご相談はこちらまで

こども家庭センター「クローバー」

●妊娠・出産・乳幼児に関すること



妊娠・出産・子育てなどの悩みを相談でき、保健師などの専門職が中心となって安心して育児ができるようサポートします。

TEL 058-383-7204

●子育て家庭、子どもに関すること

育児の悩み、児童虐待、ひとり親家庭の抱える諸問題など、こどもに関する様々な相談を専門の相談員に相談でき、解決に向け支援します。

TEL 058-383-7203

各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所1階子ども家庭支援課内

平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日、年末年始は休み）

各務原市教育センター“すてっぷ”



小中学生の発達・性格・不登校などに悩む児童・生徒や保護者が、電話や来所、訪問で随時相談できます。

TEL 058-383-7290（相談専用窓口）

各務原市那加門前町3丁目1番地3 各務原市立中央図書館4階

火～土曜 午前 9 時から午後 5 時まで（日・月・祝日、年末年始は休み）

生活相談センター「さぽーと」（社会福祉協議会）



生活上の悩みや経済的な困りごとについて、社会福祉士などの相談員と一緒に問題を整理しながら、解決に向けてのお手伝いをします。

 フリーダイヤル 0120-198-365 TEL 058-383-7610

各務原市那加桜町 2 丁目163 番地 総合福祉会館2階

平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日、年末年始は休み）